

# 熊本県市町村総合事務組合個人情報保護法施行条例施行規則

制定 令和5年4月1日組合規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び熊本県市町村総合事務組合個人情報保護法施行条例（令和5年組合条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿の様式)

第2条 法第75条第1項で規定する帳簿は、個人情報ファイル簿（様式第1号）とする。

(個人情報開示請求書)

第3条 法第77条第1項に規定する開示請求の際に提出する書面は、個人情報開示請求書（様式第2号）によるものとする。

(開示決定等の通知)

第4条 法第82条に規定する通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 個人情報の全部の開示の決定 個人情報開示決定通知書（様式第3号）
- (2) 個人情報の一部の開示の決定 個人情報部分開示決定通知書（様式第4号）
- (3) 個人情報を開示しない旨の決定 個人情報不開示決定通知書（様式第5号）

(決定期間を延長した旨の通知)

第5条 法第94条第2項及び第102条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書（様式第6号）によるものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知)

第6条 法第86条第1項及び第2項の規定による通知は、個人情報の開示に係る意見照会書（様式第7号）によるものとする。

2 法第86条第1項及び第2項の意見書は、個人情報の開示に係る意見書（様式第8号）によるものとする。

3 法第86条第3項の規定による通知は、個人情報を開示決定した旨の通知書（様式第9号）によるものとする。

(個人情報の開示の方法等)

第7条 法第87条第1項の規定による個人情報の開示は、組合長が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 前項の場合において、行政文書を閲覧し、又は視聴する者は、当該行政文書を丁寧に取り扱うとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。

3 組合長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、当該行政文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(交付部数及び実費負担額)

第8条 個人情報の写しの交付部数は、開示請求1件につき1部とする。

2 条例第4条第1項ただし書の規定により負担する費用は、別表に掲げる額とし、前納と

する。ただし、組合長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(個人情報訂正請求書)

第9条 法第91条第1項に規定する訂正請求の際に提出する書面は、個人情報訂正請求書(様式第10号)とする。

(訂正決定等の通知)

第10条 法第93条の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 訂正請求に係る個人情報の全部の訂正の決定 個人情報訂正決定通知書(様式第11号)

(2) 訂正請求に係る個人情報の一部の訂正の決定 個人情報部分訂正決定通知書(様式第12号)

(3) 個人情報を訂正しない旨の決定 個人情報不訂正決定通知書(様式第13号)  
(個人情報利用停止請求書)

第11条 法第99条第1項に規定する利用停止請求の際に提出する書面は、個人情報利用停止請求書(様式第14号)により行うものとする。

(利用停止決定等の通知)

第12条 法第101条の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 利用停止請求に係る個人情報の全部の訂正の決定 個人情報利用停止決定通知書(様式第15号)

(2) 利用停止請求に係る個人情報の一部の訂正の決定 個人情報部分利用停止決定通知書(様式第16号)

(3) 個人情報の利用停止をしない旨の決定 個人情報利用不停止決定通知書(様式第17号)

(審査会諮問通知書)

第13条 法第105条第2項の規定による通知は、審査会諮問通知書(様式第18号)によるものとする。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(熊本県市町村総合事務組合個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 熊本県市町村総合事務組合個人情報保護条例施行規則(平成30年組合規則第3号)は、廃止する。

別表（第8条関係）

区分	写しの作成方法	金額
文書及び図画	複写機による写し（A3判の大きさまでのものに限る。）	単色刷り1枚につき 10円
	プリンタによる出力（A3判の大きさまでのものに限る。）	単色刷り1枚につき 10円 多色刷り1枚につき 100円
	業務委託による写しの作成	当該業務委託で定める額
電磁的記録	録音ディスクに複写したもの	1本につき 200円
	ビデオディスクに複写したもの	1本につき 300円
	光ディスク等に複写したもの	1枚につき 200円
	業務委託による写しの作成	当該業務委託で定める額
備考	1 用紙の両面を使用する場合は、片面を1枚として額を算定する。 2 写しの送付を求める者は、送付に要する費用を負担するものとする。 3 業務委託とは、組合内では処理できない専門的技術を伴う場合をいう。 4 電磁的記録の写しの交付については、全部開示のものに限る。	

様式第1号（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	
実施機関の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	課
個人情報ファイルの利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
記録情報の経常的提供先	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (上記第1号以外の処理ファイル)
備考	

個人情報開示請求書

年 月 日

熊本県市町村総合事務組合長 様

請求者 住 所

氏 名

電話番号（ ） -

（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

個人情報の保護に関する法律第77条第1項及び熊本県市町村総合事務組合個人情報保護法施行条例施行規則第3条の規定により、次のとおり個人情報の開示を請求します。

請求する個人情報の内容		
本人の氏名及び住所又は居所	住所又は居所	
	氏 名	
請求者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> 遺族	
代理人である場合の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者の法廷代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法廷代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人	
遺族である場合の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。） <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧・視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付・複製物の供与 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
開示の場所等	<input type="checkbox"/> 事務所内での開示を希望（実施希望日： 年 月 日） <input type="checkbox"/> 写しの送付を希望	

※次の欄には記入しないでください。

本人等の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
代理資格等の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本・抄本 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）
備 考	

（注）

- 1 請求の際は、本人であることを証明する書類（運転免許証、マイナンバーカード、旅券、健康保険の被保険者証等）の提出又は提示をしてください。
- 2 代理人又は遺族が請求する場合は、1の書類のほか本人との関係を証明するために必要な書類（法定代理人及び遺族にあつては戸籍謄本等、任意代理人にあつては本人の印鑑証明書を添付した委任状）の提出又は提示をしてください。
- 3 法人が請求する場合は、本人との関係を証明するために必要な書類及び法人の社員であることを証明する書類（身分証明書等）並びに社員にあつては、法人の委任状の提出又は提示をしてください。
- 4 個人情報の本人が亡くなっている場合は、「本人の住所」欄に死亡時の住所を、「本人の氏名」欄に亡くなった方の氏名を記入してください。

個人情報開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

熊本県市町村総合事務組合長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条及び熊本県市町村総合事務組合個人情報保護法施行条例施行規則第4条の規定により、次のとおりその全部を開示することと決定したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容			
開示を実施する日時及び場所	日 時	年 月 日	午前・午後 時
	場 所		
開示の実施の方法			
開示の実施に要する費用の額	円		
所 管 課 等	電話番号 (内線 )		
備 考			

(注)

- 1 指定された開示の日時に来庁できない場合は、あらかじめ所管課等へご連絡ください。
- 2 開示の際は、この通知書を提示するとともに、本人であることを証明する書類（運転免許証、マイナンバーカード、旅券、健康保険の被保険者証等）の提出又は提示をしてください。
- 3 法定代理人等が開示を受ける際は、法定代理人等に係る(注)2の書類のほか、その資格を証明する書類を提出し、又は提示してください。

個人情報部分開示決定通知書

第 年 月 日  
 号 日

様

熊本県市町村総合事務組合長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項及び熊本県市町村総合事務組合個人情報保護法施行条例施行規則第4条の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容			
開示を実施する日時及び場所	日 時	年 月 日	午前・午後 時
	場 所		
開示の実施の方法			
開示の実施に要する費用の額	円		
一部について個人情報を開示しない理由	個人情報の保護に関する法律第78条 号該当 (理由)		
所管課等	課 電話番号 (内線 )		
備 考			

(教示)

- この決定について不服があるときは、この決定があった日の翌日から起算して3か月以内に組合長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県市町村総合事務組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(注)

- 指定された開示の日時に来庁できない場合は、あらかじめ所管課等へご連絡ください。
- 開示の際は、この通知書を提示するとともに、人であることを証明する書類（運転免許証、マイナンバーカード、旅券、健康保険の被保険者証等）を提出し、又は提示してください。
- 法定代理人等が開示を受ける際は、法定代理人等に係る(注)2の書類のほか、その資格を証明する書類を提出し、又は提示してください。

個人情報不開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

熊本県市町村総合事務組合長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第 8 2 条第 2 項及び熊本県市町村総合事務組合個人情報保護法施行条例施行規則第 4 条の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

開示請求に係る個人情報 の内容	
情報を開示しない 理由	<input type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律第 7 8 条 号該当 <input type="checkbox"/> 保有個人情報の不存在 (理由)
所管課等	課 電話番号 (内線 )
備 考	

(教示)

- この決定について不服があるときは、この決定があった日の翌日から起算して 3 か月以内に組合長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県市町村総合事務組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。



決定期間延長通知書

第 年 月 日 号

様

熊本県市町村総合事務組合長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示（訂正・利用停止）については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項及び第102条第2項の規定により、次のとおり個人情報を開示（訂正・利用停止）するかどうかの決定をする期間を延長したので通知します。

開示（訂正・利用停止）請求に係る個人情報の内容	
当初の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期間	年 月 日 まで
延長の理由	
所管課等	課 電話番号 (内線 )
備 考	

個人情報の開示に係る意見照会書

第 年 月 日  
号

様

熊本県市町村総合事務組合長

印

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、貴殿（貴団体）の情報が含まれている個人情報の開示請求がありました。

つきましては、個人情報の保護に関する法律第86条第1項（第2項）の規定により、貴殿（貴団体）のご意見をお聴きしたいので、当該個人情報を開示することについてご意見がある場合は、別紙「個人情報の開示に係る意見書」により、 年 月 日までに提出をお願いします。

個人情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日
個人情報に含まれている貴殿（貴団体）に関する情報の内容	
意見書の提出先 （所管課等）	課 電話番号 (内線 )
備 考	



個人情報を開示決定した旨の通知書

第 年 月 日 号

様

熊本県市町村総合事務組合長

印

個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により、次のとおり個人情報の開示をすることを決定したので通知します。

開示決定した個人情報の内容	
開示決定した個人情報に含まれる貴殿（貴団体）の情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け 第 号
開示を実施する日	年 月 日
所管課等	課 電話番号 (内線 )
備考	

（教示）

- この決定について不服があるときは、この決定があった日の翌日から起算して3か月以内に組合長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県市町村総合事務組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

個人情報訂正請求書

年 月 日

熊本県市町村総合事務組合長 様

請求者 住 所

氏 名

電話番号（ ） -

（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付けで開示決定があつた個人情報については、個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり訂正を請求します。

個人情報の内容		
訂正を求める箇所		
訂正を求める内容		
本人の氏名及び住所 又は居所	住所又は居所	
	氏 名	
請求者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> 遺族	
代理人である場合の 区分	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人	
遺族である場合の 区分	<input type="checkbox"/> 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。） <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

※次の欄には記入しないでください。

本人等の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
代理資格等の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本・抄本 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）
備 考	

（注）

- 1 請求の際は、本人であることを証明する書類（運転免許証、マイナンバーカード、旅券、健康保険の被保険者証等）の提出又は提示をしてください。
- 2 代理人又は遺族が請求する場合は、1の書類のほか本人との関係を証明するために必要な書類（法定代理人及び遺族にあつては戸籍謄本等、任意代理人にあつては本人の印鑑証明書を添付した委任状）の提出又は提示をしてください。
- 3 法人が請求する場合は、本人との関係を証明するために必要な書類及び法人の社員であることを証明する書類（身分証明書等）並びに社員にあつては、法人の委任状の提出又は提示をしてください。
- 4 個人情報の本人が亡くなっている場合は、「本人の住所」欄に死亡時の住所を、「本人の氏名」欄に亡くなった方の氏名を記入してください。

様式第 1 1 号 (第 1 0 条関係)

個人情報訂正決定通知書

第 年 月 日  
号

様

熊本県市町村総合事務組合長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第 9 3 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る個人情報 の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
所管課等	課 電話番号 (内線 )
備考	

個人情報部分訂正決定通知書

第 年 月 日  
号

様

熊本県市町村総合事務組合長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり一部を除いて訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る個人情報 の内容	
訂正の内容	
一部を訂正しない 理由	
訂正年月日	年 月 日
所管課等	課 電話番号 (内線 )
備 考	

(教示)

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があった日の翌日から起算して3か月以内に組合長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県市町村総合事務組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

個人情報不訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県市町村総合事務組合長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、次のとおり個人情報を訂正しないことと決定したので通知します。

訂正請求に係る個人情報 の内容	
個人情報の訂正を しない理由	
所管課等	課 電話番号 (内線 )
備 考	

(教示)

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があった日の翌日から起算して3か月以内に組合長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県市町村総合事務組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。



個人情報利用停止請求書

年 月 日

熊本県市町村総合事務組合長 様

請求者 住 所

氏 名

電話番号（ ） -

（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付けで開示決定があつた個人情報については、個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり利用停止を請求します。

個人情報の内容		
利用停止請求の内容		
利用停止請求の理由		
本人の氏名及び住所 又は居所	住所又は居所	
	氏 名	
請求者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> 遺族	
代理人である場合の 区分	<input type="checkbox"/> 未成年者の法廷代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法廷代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人	
遺族である場合の 区分	<input type="checkbox"/> 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。） <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

※次の欄には記入しないでください。

本人等の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
代理資格等の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本・抄本 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）
備 考	

（注）

- 1 請求の際は、本人であることを証明する書類（運転免許証、マイナンバーカード、旅券、健康保険の被保険者証等）の提出又は提示をしてください。
- 2 代理人又は遺族が請求する場合は、1の書類のほか本人との関係を証明するために必要な書類（法定代理人及び遺族にあつては戸籍謄本等、任意代理人にあつては本人の印鑑証明書を添付した委任状）の提出又は提示をしてください。
- 3 法人が請求する場合は、本人との関係を証明するために必要な書類及び法人の社員であることを証明する書類（身分証明書等）並びに社員にあつては、法人の委任状の提出又は提示をしてください。
- 4 個人情報の本人が亡くなっている場合は、「本人の住所」欄に死亡時の住所を、「本人の氏名」欄に亡くなった方の氏名を記入してください。

個人情報利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県市町村総合事務組合長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり利用を停止（消去・提供を停止）することと決定したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
所管課等	課 電話番号 (内線 )
備考	

個人情報部分利用停止決定通知書

第 年 月 日  
号

様

熊本県市町村総合事務組合長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり一部を除いて利用を停止（消去・提供を停止）することと決定したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止の内容	
一部を利用停止しない理由	
利用停止年月日	年 月 日
所管課等	課 電話番号 (内線 )
備考	

(教示)

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があった日の翌日から起算して3か月以内に組合長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県市町村総合事務組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

個人情報利用不停止決定通知書

第 年 月 日 号

様

熊本県市町村総合事務組合長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、次のとおり個人情報の利用を停止（消去・提供を停止）しないことと決定したので通知します。

利用停止請求に係る 個人情報の内容	
利用停止しない理由	
所管課等	課 電話番号 (内線 )
備考	

(教示)

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があった日の翌日から起算して3か月以内に組合長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県市町村総合事務組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査会諮問通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県市町村総合事務組合長

印

年 月 日付けの審査請求について、熊本県市町村総合事務組合個人情報保護法施行条例第5条の規定により、次のとおり熊本県市町村総合事務組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので通知します。

個人情報の内容	
審査請求の内容	
諮問年月日	年 月 日
所管課等	課 電話番号 (内線 )
備 考	